

障害者 福祉情報

135号 2014年2月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

[http://www.cloverplaza.or.jp/](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)[shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

障害者権利条約を批准

障害者の差別禁止や社会参加を促す国連の「障害者の権利に関する条約(※)」(以下、「障害者権利条約」という。)の批准に向け、国では、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当事者の意見を踏まえつつ、国内法の整備を進めてきました。

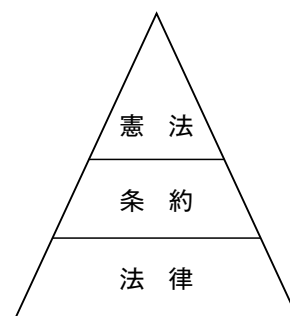
その結果、平成25年12月に国会で承認され、我が国は、本年1月20日に障害者権利条約を批准しました。そしてこの批准により、条約は、本年2月19日から国内法として効力を発することになりました。

障害者権利条約は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という精神の下、障害者の視点で創られた国際人権条約です。すべての種別の障害者に、基本的人権と平等を保障し、障害に基づくあらゆる差別を禁止し、障害者の社会への参加や受け入れを促すための国際的な基準です。

締約国には、条約の規定を守り、実施する義務があります。また、実施状況について、国連の障害者権利委員会に定期的に報告しなければなりません。

障害者権利条約の批准を機に、障害の有無に関わりなく、すべての人権が尊重される社会となるよう、これからも、障害のある方への理解を深めていきましょう。

今号では、障害者権利条約の概要と、これまでの国内法整備のながれ等について紹介します。

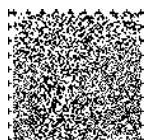


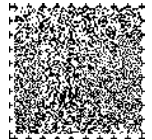
条約は、法律よりも上に位置づけられます。

※障害者権利条約の詳細は、外務省ホームページを参照ください。

もくじ / 通巻135号

- ・ 障害者権利条約を批准 1～5
- ・ 「ふくおか・まごころ駐車場」の適正利用について ほか 6
- ・ 第1回福岡県「まごころ製品」大規模販売会開催 お知らせ 7
- ・ ほんだな 8





障害者の権利に関する条約

(外務省ホームページより引用)

条約の趣旨

- 目的:障害者の人権・基本的自由の享有の確保, 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

➡ 障害者の権利の実現のための措置等を規定:

- ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)の禁止
- ◆障害者の社会への参加・包容の促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みの設置, 等



※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:スロープの設置)を行わないこと

条約成立の経緯・締結に向けた国内の取組



2006年12月 国連総会で採択
2007年 9月 我が国が署名
2008年 5月 条約発効

2013年9月1日現在

133力国・1地域機関が締結済み
(日米を除くG8, 中国, 韓国, EU等)

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も踏まえつつ国内法令の整備を推進

2009年12月 「障がい者制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)」設置, 当面5年間で障害者制度に係る改革の集中期間に設定
2011年 8月 障害者基本法(改正)
2012年 6月 障害者総合支援法(成立)
2013年 6月 障害者差別解消法(成立), 障害者雇用促進法(改正)

条約締結の意義・必要性

- 障害者の権利の実現に向けた我が国の取組を一層強化

(障害者の自由権的権利(身体・表現の自由等)・社会権的権利(教育・労働等)を促進)
(条約の実施を監視する枠組み, 締約国による報告義務等 → 我が国の取組を後押し)

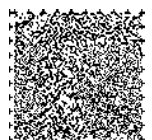
- 人権尊重についての国際協力を一層推進

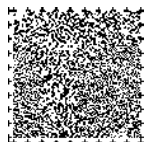


➡ 国内法が整備された以上、可能な限り早期に条約を締結することが適切

《条約の概要》 教育や労働など、様々な分野での障害者の人権と平等について定めています。

第1条	目的	第21条	表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
第2条	定義	第22条	プライバシーの尊重
第3条	一般原則	第23条	家庭及び家族の尊重
第4条	一般的義務	第24条	教育
第5条	平等及び無差別	第25条	健康
第6条	障害のある女子	第26条	ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション
第7条	障害のある児童	第27条	労働及び雇用
第8条	意識の向上	第28条	相当な生活水準及び社会的な保障
第9条	施設及びサービス等の利用の容易さ	第29条	政治的及び公的活動への参加
第10条	生命に対する権利	第30条	文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
第11条	危険な状況及び人道上の緊急事態	第31条	統計及び資料の収集
第12条	法律の前にひとしく認められる権利	第32条	国際協力
第13条	司法手続の利用の機会	第33条	国内における実施及び監視
第14条	身体的自由及び安全	第34条～第39条	障害者の権利に関する委員会等
第15条	拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由	第40条	締約国会議
第16条	搾取、暴力及び虐待からの自由	第41条～第50条	最終条項
第17条	個人をそのまゝの状態で保護すること		
第18条	移動の自由及び国籍についての権利		
第19条	自立した生活及び地域社会への包容		
第20条	個人の移動を容易にすること		





《国内法の整備について》

条約の批准に向け、国内法の整備が行われました。障害者の定義の見直しや、障害者の虐待防止、障害を理由とする差別の禁止・合理的配慮の義務化などについて定められました。

※詳しくは、厚生労働省ホームページを参照ください。

○「障害者基本法」の改正（平成23年7月成立、一部を除き平成23年8月施行） 本紙129号掲載

- ・ 目的の見直し（基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊重の明記等）
- ・ 障害者の定義の変更（社会的障壁による障害の社会モデルへの見直し、発達障害等の追加）
- ・ 基本理念の創設（地域社会における共生、差別の禁止等）
- ・ 障害者政策委員会（国）、審議会その他の合議制の機関（地方）の設置 等

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定 （平成23年6月成立、平成24年10月施行） 本紙133号掲載

- ・ 障害者に対する虐待の禁止
- ・ 国、地方公共団体等の責務
- ・ 虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置
- ・ 養護者に対する支援 等

○「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正（平成24年6月成立、一部を除き平成25年4月施行） 本紙132号掲載

- ・ 障害者の定義に難病等を追加
- ・ 障害支援区分の創設
- ・ 重度訪問介護の対象者の拡大
- ・ 共同生活介護の共同生活援助への一元化 等

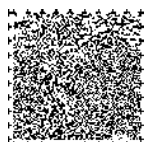
○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）の制定 （平成24年6月成立、平成25年4月施行） 本紙132号掲載

- ・ 国等の障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務等を定める
- ・ 公契約における障害者の就業を促進するための措置等
- ・ 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 等

○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（障害者雇用促進法）の改正 （平成25年6月成立、一部を除き平成28年4月施行） 本紙134号掲載

- ・ 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止
- ・ 障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）
- ・ 苦情処理、紛争解決援助
- ・ 精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える 等

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定 （平成25年6月成立、一部を除き平成28年4月施行） 本紙134号掲載



- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ・ 社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の義務化 等

《これからの動き》

「障害者差別解消法」については、差別や、合理的配慮(※)について、平成28年の法施行までの間に、政府が基本方針によって一定の考え方を示し、それを受けて、行政機関等が定める対応要領や主務大臣が定める事業者向け対応指針によって具体的な内容が示されます。

このほか、障害者権利条約という基準ができたことで、既存の法律と実態を照らし合わせて、制度改正等がなされていきます。

私たちも、自分たちの周りで虐待が行われていないか、配慮・支援が必要なことはないか、自分に置き換えて振り返ってみましょう。

※「合理的配慮」には、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

～その方の人格、権利は守られていますか?～

障害者の権利擁護に関する相談先

●障害者の虐待

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障害者の虐待の禁止・防止・早期発見・通報義務などをうたっています。

「虐待」には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任、経済的虐待があります。

虐待を受けている障害者の方や虐待を発見した方は、「市町村担当窓口・市町村障害者虐待防止センター」に相談しましょう。

※通報・届出者の情報は守られますし、不利益な取り扱いも禁止されています。また、匿名による通報もできます。

※市町村担当窓口・市町村障害者虐待防止センター一覧は、福岡県ホームページを参照ください。

〔問い合わせ・相談〕

福岡県障害者権利擁護センター(福岡県障害者福祉課指定指導係内)

TEL 092-643-3312 FAX 092-643-3304 (受付時間: 平日8:30~17:15)

携帯電話番号 080-8574-7234 (受付時間: 平日17:15~21:00)

Eメール(携帯) fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp

※平日21:00以降及び休日は、留守番電話(上記携帯番号)及び電子メール(上記アドレス)対応

●福祉サービスの利用等での支援

※対象者や料金等の詳細については、各窓口へお問い合わせください。

成年後見制度

判断能力が不十分になった方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)を法律的に保護し、支えるための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

また、将来、判断能力が不十分になったときに援助してもらおう後見人を指定し、あらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」もあります。

〔問い合わせ先TEL〕

ばあとなあ福岡(公益社団法人 福岡県社会福祉士会) 092-483-2941

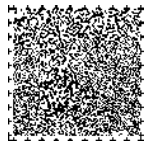
高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会) 092-724-7709

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部(福岡県司法書士会)

092-738-1666

福岡家庭裁判所後見センター

092-510-0414



日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため日常生活で困っている方に対し、契約に基づいて、下記の援助を行います。

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての相談、情報提供、助言を行います。
- ・福祉サービスを使うときや、やめるときの手続き援助を行います。
- ・福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きの援助を行います。

②日常的金銭管理

- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続きを行います。
- ・福祉サービスの利用料や医療費の支払いを行います。
- ・公共料金や税金、家賃などの支払いを行います。
- ・生活費を定期的にお届けします。

③書類等預かりサービス

- ・保管を希望する預貯金通帳や銀行印、証書などの書類を預かります。

〔窓口・問い合わせ先TEL〕

- ・北九州市・福岡市以外にお住まいの方
各市町村社会福祉協議会又は福岡県社会福祉協議会 生活支援課 092-584-7411
- ・北九州市にお住まいの方
北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」 093-882-4914
- ・福岡市にお住まいの方
福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター 092-751-4338

福祉サービスに関する苦情解決事業

障害者、児童、高齢者などに対して、在宅や福祉施設で提供される福祉サービスの苦情について、相談に応じます。

〔福岡県運営適正化委員会 相談受付からのながれ〕

①相談

苦情の内容を伺います。 ※相談の受付方法(電話・手紙・面接)

②事情調査

相談者、事業者の同意を得たうえで事業者に苦情内容を通知し、事実確認のための調査を行います。

③解決方法の決定

福岡県運営適正化委員会で解決方法を検討します。

- ・相談者に対する助言や、事業者に対して申し入れを行います。
- ・申出人と事業者の話し合いに立ち会い、解決方法を提案することもできます。
- ・虐待や法令違反などは、すみやかに福岡県知事等に連絡します。



〔問い合わせ先〕

福岡県運営適正化委員会事務局(福岡県社会福祉協議会)

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3354

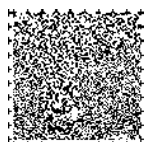
(相談日：火曜日～日曜日、相談時間：9：00～17：30)

※介護保険サービスについての苦情は、お住まいの市町村及び福岡県国民健康保険団体連合会の介護サービス相談窓口(TEL092-642-7859)においても受け付けています。

※苦情は、なるべく、利用者とサービスを提供する事業者との間での解決が望まれます。

まずは、事業所の苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員にご相談ください。

お互いに話しあってもなかなか解決できなかったり、話し合いが難しい場合は、運営適正化委員会にご相談ください。



「ふくおか・まごころ駐車場」の適正利用をお願いします

福岡県では、障害者等用駐車場の適正利用のため、障害のある方や高齢の方、妊産婦等の方々に「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を交付し、商業施設や公共施設などの県と協定を結んだ協力施設の専用駐車場をご利用いただく事業を行っています。

駐車場の適正利用について、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

※利用証は、対象者により色が異なります。

緑色（身体・知的・精神障害者、高齢者、難病者）
赤色（車いす常時利用の身障者で自ら運転する人）
オレンジ色（妊産婦・けが人）

※赤色の利用証をお持ちの方は、幅の広い駐車場が必要となりますので、ご配慮をお願いします。

※詳しくは福岡県ホームページを参照ください。

【問い合わせ先】

福岡県福祉労働部障害者福祉課 社会参加係
TEL 092-643-3264
FAX 092-643-3304



駐車場にはこのステッカー（緑）が掲示されています



利用証はルームミラー等にかけられています。

「ハート・プラス」マークは「身体内部に障害のある人」という意味です

身体内部に障害がある人は外見からは判りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害や内臓疾患がある人の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といった場面で、声に出さず我慢している人もいます。

このマークを着けた人を見かけたら、身体内部に障害があることを理解していただき、ご配慮、ご協力をお願いします。

【「ハート・プラス」についての問い合わせ先】

NPO法人 ハート・プラスの会

ホームページ

<http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>

メールアドレス

info@hertplus.org



このマークは、心臓、腎臓、肺、膀胱・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害（「内部障害」）や、その他の内臓機能疾患（「内臓疾患」）であることを意味します。

第1回福岡県「まごころ製品」大規模販売会が開催されました

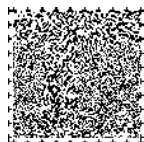
福岡県では、障害者施設で働く障害者の収入向上を図るため、障害者の皆さんが作る製品やサービスを「まごころ製品」と名付け、巡回型アンテナショップ等いろいろな販売会を開催してきました。

そのような中、今回初めて、「まごころ製品」大規模販売会(主催・第1回福岡県「まごころ製品」大規模販売会実行委員会)が、1月22日から26日までの5日間、福岡三越において開催されました。

販売会では、県内62施設から約700品目、6万点が出品され、選りすぐりのパンやお菓子、縫製品、木工品等が販売されました。

また、25日・26日には、「博多食文化の会」の協力のもと、プロの料理人が、障害者施設のパンや野菜を用いて作ったローストビーフ・サンド等を販売するイベントも行われ、大変賑わいました。

県内の障害者施設で働く方々の月額平均工賃は約13,000円です。



さらに、工賃向上ができるよう、これからも「まごころ製品」を応援していきましょう。



多くの方に「まごころ製品」の良さを伝える場となりました。

「まごころ製品」の情報は、福岡県ホームページの障害者福祉課の頁に掲載されています。

アドレス

(<http://www.pref.fukuoka.jp>)

お知らせ

聴覚障害者のためのお薬教室

3回シリーズでお薬の正しい使い方についてクイズ形式でわかりやすく説明します。お薬についての質問にもお答えします。

▼日時・内容

〔第1回〕

4月19日(土) 13時～15時

「お薬の正しい使い方を知りましょ」

〔第2回〕

5月17日(土) 13時～15時

「健康食品(サプリ、トクホ)やドラッグストアのお薬を正しく使いましょ」

〔第3回〕

6月21日(土) 13時～15時

「ジェネリック医薬品でお薬代を安くしましょ」

※内容は変更になることもあり
ます

▼講師

北九州市立医療センター

薬剤師 俵口 奈穂美 氏

▼場所

九州大学病院ウエストウイング

棟4階 講義セミナー室

(福岡市東区馬出3-1-1)

▼参加費

無料 手話通訳あり

▼対象者

聴覚に障害のある方

▼申込方法

「氏名」「住所」をご記入(メールの場合は、件名「お薬教室参加申込」のタイトルも記入)のうえ、左記あてFAXまたはメールで申込

▼申込・問い合わせ先

九州大学大学院薬学研究院

臨床育薬学分野

FAX 092-642-6647

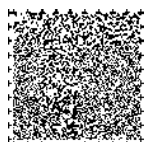
TEL 092-642-6537

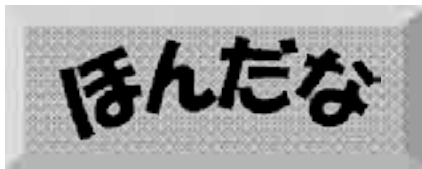
メール

hyoguchi@med.kyushu-u.ac.jp

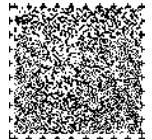
ac.jp

(担当) 俵口・小林・窪田・鳥添





福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問合せ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「はじめて学ぶガイドヘルプ 第2版 当事者とともに伝える支援の方法」

野村敬子 編著
出版：みらい



障害のある人が安全に外出するための支援のあり方や方法を、具体的な生活場面の中から豊富な写真とイラストを交えて紹介。視覚障害・全身性障害・知的障害のある人の移動支援・介護に対応。

「私たち、発達障害と生きてます 出会い、そして再生へ」

高森明ほか 著
出版：ぶどう社



高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LD、ディスレクシアなど、さまざまな発達障害を持つ8人の成人の当事者が、必死で「生」と向き合ってきた、それぞれの人生を語る。

「ALSマニュアル 決定版！」

中村孝 監修 月刊『難病と在宅ケア』編集部 編集
出版：日本プランニングセンター



月刊雑誌『難病と在宅ケア』2002年8月号から2008年12月号までに掲載されたALS（筋萎縮性側索硬化症）に関連する記事を、現時点の立場から改訂した上で収載。貴重な経験やコツを医学的な根拠をまじえて解説する。

「『働く』の教科書 15人の先輩と やりたい仕事を見つけよう！」

菊池一文 監修
出版：全日本手をつなぐ育成会



働く楽しさ、伝えたいー。知的・発達障害のある人のハローワーク。「特別支援学校」を卒業した15人の働く様子を写真で紹介し、仕事のやりがい、目標や夢などを語ったインタビューを収録する。

